

議第97号 呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

大規模な災害に係る災害応急作業等に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

対象となる災害の発生により本市以外の地方公共団体の区域に派遣され、対象となる作業又は業務に従事した職員に対して、次のとおり災害応急作業等派遣手当を支給します。

(1) 対象となる災害

次に掲げる災害を規則で定める予定としています。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された災害のうち、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害

イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力対策本部が設置された災害

ウ その他消防長が定める災害

(2) 対象となる作業又は業務

対象となる災害が発生した本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務

(3) 支給額

次に掲げる区分に定める額（同日に2以上に該当するときは、当該該当するもののうち最も高い額）

ア 日額1,080円：日の出時から日没時までの間に従事した場合

イ 日額1,620円：日没時から日の出時までの間に従事した場合

ウ 日額2,160円：消防長が著しく危険と認める場合

(4) 併給の禁止

災害応急作業等派遣手当の支給を受ける職員については、性質的に類似する手当となる消防救急手当（救急救命士が、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条各号に掲げる救急救命処置を行ったときを除く。）及び特別消防作業手当との併給を禁止することとします。

3 施行期日

公布の日